利用者識別番号 2732021210310049 一般用

整理番号 00065561 業種番号 5210

株式会社 エレシステム

山口 吉博

殿

広島北税務署長

令和 3年 4月 1日 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告について 令和 4年 3月31日

貴法人の消費税及び地方消費税の確定申告書の提出期限が近づいてきました。確定申告書の提出期限及び納期限は、その延長が認められる場合を除き、課税期間終了の日の翌日から2か月以内となっていますので、次の事項にご留意のうえ期限内に申告・納付してください。 なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合(消費税課税事業者選択届出書を提出している場合を除きます。)には、確定申告書を 提出する必要はありません。

- 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても特定期間(原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後6ヶ月の期間をいいます。)の課税売上高が1,000万円を超えた場合、当課税期間から課税事業者となります。なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。 (注) 1.
  - 基準期間の課税売上高が5,000万円を超える法人は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している場合でも、簡易課税制度を適用して確定申告をすることはできません。この場合には、一般用の申告書を使用して確定申告を行うこととなりますので、ご注意ください。
  - その事業年度の基準期間がない法人のうち、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上である法人は、その課税期間は課税事業者となりますので、確定申告書を提出する必要があります。
- 中間申告分の消費税額は、1,021,600円となっています。
- 中間申告分の地方消費税額は、288,100円となっています。
  - 1月ごとの中間申告を行った場合、中間納付税額及び中間納付譲渡割額は表示されません。最終の中間申告分までの消費税額を合計 して申告書「10」欄に、地方消費税額を合計して申告書「21」欄に入力してください。

消費税及び地方消費税の届出に関する事項

・「消費税簡易課税制度選択届出書」の最新提出状況 :提出年月日 「消費税課税事業者選択届出書」の最新提出状況 :提出年月日 「消費税課税期間特例選択届出書」の最新提出状況 :提出年月日

至令和 2年 3月31日 基準期間の課税売上高 :基準期間 自平成31年 4月 1日

86 553 600円 :課稅売上高(年換算後)

- ※基準期間が一般課税の場合、上記「課税売上高(年換算後)」欄には、便宜上、基準期間の消費税及び地方消費税の確定申告書の「課税資産の譲渡等の対価の額」欄の金額を記載しておりますが、消費税法上の「基準期間の課税売上高」は、「課税資産の譲渡等の対価の額」から「非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額」を除いた金額となりますので、ご留意下さい。
- ※この情報は、令和 4年 3月11日時点のものです。<u>必ず貴法人の申告書及び届出書等から再度ご確認いただくようお願いします。</u>
- 納付に関する事項
  - ダイレクト納付利用可能金融機関 : ご利用ありません。
  - ※ ダイレクト納付のお申し込みに当たっては、国税庁ホームページをご覧ください。

消費税及び地方消費税は、消費者からの預り金的な性格を有する税です。必ず期限内に申告・納付をしてください。申告・納付が遅れますと、本税以外に加算税や延滞税を納付していただくこととなります。なお、消費税の確定申告の期限の延長特例の適用を受けている法人については、その延長期限までに申告・納付していただくことになります。延長期間中は原則として利子税がかかります(国、地方公共団体等の申告期限の特例によりその期限が延長される場合を除きます。)。 納付の期限を経過して、納付の相談もなく滞納となったままにしておくと、財産差押え等の滞納処分を受けることとなります。納付できない事情がある場合には、お早めに当署にご相談ください。

- 消費税等の税率は、令和1年(2019年)10月1日から税率の引上げと同時に軽減税率制度が実施され、軽減税率(8%)と標準税率(10%)の 複数税率となります。 \*メネルーニとう。 ※軽減税率制度についての詳しい情報は<u>こちら</u>をご覧ください。
- 令和1年(2019年)10月1日以後終了する課税期間から、一般用の申告書には、付表1-3及び2-3を、簡易課税用の申告書には、付表4-3及び5-3を、それぞれ申告書と併せて提出してください。 なお、旧税率が適用された取引がある場合、一般用の申告書には、付表1-1、1-2、2-1及び2-2を、簡易課税用の申告書には、付表4-1、4-2、5-1及び5-2を、それぞれ申告書と併せて提出してください。
- ◎ 還付税額のある申告書を提出される方は、「消費税の還付申告に関する明細書」を申告書と併せて提出してください。
- 免税事業者である法人に対しても、「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」を提出していない場合には、納付書をお送りしていることがありますので、該当する場合には、当署までご連絡ください。

## <大法人の電子申告の義務化が始まります!!>

平成30年度税制改正により「<mark>電子情報処理組織による申告の特例」</mark>が創設されたことに伴い、令和2年(2020年)4月1日以後開始する課税期間に一定の法人(大法人のほか、国及び地方公共団体等)が行う消費税等の申告は、申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類の全てを電子的に提出することが義務付けられました。電子的に提出することが義務付けられた申告書等を書面により提出した場合には、当該申告は無効なものとして取り扱われますのでご注意ください。

- ◎ この文書は、行政指導として送信しているものであり、その責任者は表記の税務署長です。
- ◎ 申告や納税についてご不明な点がありましたら、<u>国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp)</u>をご覧ください。 また、申告手続についての各種参考情報はこちらをご覧ください。
- e-Taxについてご不明の点がありましたら、<u>ヘルプデスク(TEL 0570-01-5901)</u>までお問い合わせください。
- ◎ 国税電子申告・納税システム(e-Tax)の利用についてアンケートを実施しています。 よろしければご協力ください。<u>アンケートのページへ</u>

戻る